

公的研究費の不正防止計画

株式会社神戸工業試験場

平成 29 年 9 月 1 日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、株式会社神戸工業試験場において、公的研究費の不正使用の防止に厳正かつ適切に対応するため、以下の不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	・「公的研究費の取扱いに関する規程」により「最高管理責任者」、「統括管理責任者」および「コンプライアンス推進責任者」を定め、役割を明確化し、ホームページで公開する。
時間の経過により責任意識が低下する。	・管理職の出席する会議等において、随時、役割と責任の啓発を促し、意識の向上を図る。 ・責任者の異動等に対しては、引き継ぎを徹底する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
適正な執行手続きに関するルールについて理解不足がある。	・適正な執行手続きに関するマニュアルを関係者全員に配布し、ルール等の周知徹底を図る。 ・変更点は通知や説明会により確認する。
公的研究費のルールと実態が乖離している。	・規程やガイドラインに基づく詳細なマニュアルを作成し、処理を標準化する。
関係者の職務処理が不明確であるため、執行処理に支障が生じる。	・執行処理の手続きを明確化し、担当者の理解度を高めるとともに、担当者等に適切な指導のもと厳重にチェックを行う。
コンプライアンスに対する認識が希薄である。	・コンプライアンス教育を実施し、受講状況と理解度を管理する。 ・関係者に対して、不正使用を行わない旨の誓約書の提出を義務づける。

3. 不正発生要因の把握と防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正等が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用の調査により発生要因を明らかにし、その再発防止策を検討するとともに、不正防止計画に加える。 1年ごとに不正防止計画の見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないために、年度末に予算執行が集中する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画に基づき、予算が執行されているかを定期的に確認する。計画が遅れている場合には、研究代表者と面談を行い、計画の方向性について検討を行う。
発注段階で財源が明確にされていない。	<ul style="list-style-type: none"> 執行状況を把握するために、発注段階で財源特定を徹底するよう周知徹底を図る。
研究者が取引業者へ直接発注・直接納品させている。	<ul style="list-style-type: none"> 研究者による50万円未満の物品の発注は認めるが、検収・納品は経理部事務員が行う。 50万円以上の物品については経理部事務員が発注、検収および納品を行う。
発注者のみが納品・検収を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者以外の者が納品・検収を実施する。
出張事実の確認が不十分であるために、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> 出張依頼書を事前に提出し、承認を得る。 出張報告書に宿泊先や用務先の記載を義務化する。 交通費や宿泊費、学会参加費などの領収書の提出を義務化する。

5. 情報伝達・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
社内外からの相談窓口がわかりにくいため、認識の欠如や情報の共有が阻害される。	<ul style="list-style-type: none"> 通報・相談窓口への連絡方法および通報者の保護等についてホームページや社内LAN、説明会等により周知徹底を図る。
情報伝達の仕組みが明確に示されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 使用ルールの説明会を開催し、公的研究費の運営・管理に関わる社員全員の参加を義務づける。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
モニタリングが不十分であるため、不正発生リスクを見逃している。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査委員会による定期監査を実施する。さらに時期を定めず特別監査およびリスクアプローチ監査を実施する。